

特定検診、特定指導の業務が義務付けられ、後期高齢者医療制度が導入されることから、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の業務を健康福祉課に一本化し、効率的な業務運営を図るために、町民課と健康福祉課の事務を見直す改正である。

●議案第3号

湯沢町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

地方公務員の育児休業に関する法律の改正で、小学校入学までの子供を養育するため育児短時間勤務制度が創設されたことから、当制度に対応するための条例改正である。

●議案第4号

湯沢町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

●審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」
育児短時間勤務の承認を受けた職員の勤務時間等の規定の整備を図るための改正である。

◎主な質疑

Q：職員が育児短時間勤務を選択した場合の経費の試算はしているか。

A：この制度を職員がどういう形態で取るか想定できないので試算はしていない。

Q：育児短時間勤務の取得により、業務に支障をきたす場合の判断は誰がするのか。

A：業務に支障が出ること回避はされないが、少子化対策として職員が子供を養育するための環境整備も大事であり、上司と話し合いにより歩み寄りすることとする。短期採用職員任用制度の活用も考えられる。

●議案第5号

湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」
組織機構の改革により、旧制度の主任が廃止されたことから、長年の勤務と経験にもかかわらず、主事の職階にある職員の対外的な信用やモチベーションをあげるため級別職務分類表の見直しを行い、3級に主任の職務を追加し、4級を主査とする改正である。

◎主な質疑

Q：級別職務分類表の見直しにより、期末勤勉手当の傾斜配分はどうなるか。

A：3級に4年以上在職し勤務成績が優秀な職員を主任とし、4級を主査とするが、傾斜配分は4級以上とするので現状と変わらない。

●議案第6号

湯沢町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

学校教育法の改正により、条例に引用されている条項の改正である。

●議案第20号

平成19年度観光事業清算特別会計補正予算(第1号)について

●審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」
観光事業清算に伴う剰余金11万1千円を一般会計に繰り入れる補正予算である。

●陳情第3号

健全に運営されている自主共済を保険業法の適用除外にすることを求める陳情

●陳情第3号
「賛成少数で不採択とすべきものと決定」
共済の今日と未来を考えた新潟県懇話会からの陳情であり、保険業法の改正による経過措置の期限が迫っていることから、これを延長し、自主的に非営利で健全運営されている自主共済を保険業法の適用除外とし、引き続き継続できる措置を国に求める陳情である。

●陳情第5号

住民の安全と暮らしに直結した国の地方出発機関を統廃合することの見直しを求める陳情

■審査の結果

「賛成少数で不採択とすべきものと決定」
新潟県公務公共関連労働者共闘連絡会からの陳情であり、地方と都市の格差問題が問われる中で、国の出先機関まで統廃合されれば益々格差が拡大されるので、国の出先機関の統廃合を行わないことを国に求める陳情である。

◎主な意見

過去に共済制度の悪用が社会問題になった。助け合いである共済制度も今後悪用されないという保証はない。ある程度の歯止めが必要であり、制約をクリアしてこそ共済制度が信頼され健全に運営されるという担保になることから、今後も法律による規制は必要である。